

『冥報記』の継承

その二

—『善悪現験報応編』を中心に—

宮 田 尚

『冥報記』は、それ自体のもつ浸透力もさることながら、道宣と道世との著作に引用されたことよって、飛躍的な影響力のひろがりをもたらえた。とりわけ、道世の『法苑珠林』に引用されたことの効果はおおきかった。

別稿でふれたように、道宣は、麟徳元年（六六四）にあいついで世に出した『集神州三宝感通録』『大唐内典録』『広弘明集』の三書に、また道世は、総章元年（六六八）に完成した『法苑珠林』に、それぞれ『冥報記』を引用した。

彼らは、弘福寺の智首を師とする兄弟弟子である。当代を代表するふたりの著述家のあいだには、よきライバルとしての友好関係があったようだ。道宣は『集神州三宝感通録』等において、『法苑珠林』の編者としての道世の、学殖や業績をたたえている。

このばあい、記事内容に加えて、『集神州三宝感通録』等と『法苑珠林』との、成立時期の前後関係に留意する必要がある。

いまいうように、『法苑珠林』の成立は総章元年（六六八）、そ

して『集神州三宝感通録』等の成立はそれに先立つ麟徳元年（六六四）である。したがって、『集神州三宝感通録』等に『法苑珠林』がとりあげられているということは、道世が『法苑珠林』の完成を宣言した総章元年の四年以上前に、百巻におよぶ現行の形態はすでに整っており、しかし、いまだ未完成のそれを、道世が道宣に提示したことを意味する。

この事実はなによりも、彼らのあいだに友好と信頼の関係があったことを示しているにほかなるまい。じつ、道世もまた、道宣編むところの『唐高僧伝』から八十余話を、『法苑珠林』に引用している。彼らはたがいに、相手の業績を高く評価しているのだ。

『集神州三宝感通録』等の三書が世に出された麟徳元年以前に、『法苑珠林』もほぼ完成していたことを伝える右の事実は、第二に、これら四書の編集が、ほぼ時を同じうしてすすめられていたことを示している。

同じ志をいだけ、同門の、友好関係にある道宣と道世とのことだ。しかも彼らは、同時進行で大著の編集をすすめている。とすれば、たがいに相手の動向に無関心でいられるはずもなく、ときには

『冥報記』の継承 その二 —『善悪現験報応編』を中心に—

情報の交換がおこなわれ、その結果、いずれか一方が入手した資料は、他方へも伝えられた可能性はありうるとみてよいだろう。よしんばそのような協力関係はなかったとしても、彼らが『眞報記』に接しえた時期に、さほどのへだたりがあったとは考えにくい。

『法苑珠林』によれば、『眞報記』の成立は、永徽年間（六五〇—六五五）だという。道宣が、『集神州三宝感通録』等の三書を世に出し、道世の『法苑珠林』が全容を固めていたという麟徳元年の、それは九—一四年前のことだ。それぞれの著作の編集に要したであろう期間を考えるならば、彼らが『眞報記』を入手した時期はさらに近接しているとみなければならず、それが完成して間もなく——それもおそらく、数年しかへだたっていないことだとみるのが自然だろう。ちなみに、『宋高僧伝』巻四によれば、道世は『法苑珠林』の編集に、十年間心を砕いたという。『法苑珠林』等の編集計画にしたがい、将来にそなえて資料収集がすすめられるなかでの入手であった可能性は高いのである。

ところで、成立後、ほどをへぬ『眞報記』を入手した道宣と道世だが、それぞれの著作における彼らの『眞報記』の用い方は違っている。道宣が削除や添加等の改変を加えているのに対して、道世は、記文を改変することなく、忠実に引用している。むしろこれは、あくまでも現行の『眞報記』との比較において確認される相違だが、両者の『眞報記』への姿勢の差は歴然としている。

『後代、諸書に引用されるなど影響力の強かった』法苑珠林』が、成立後間もない『眞報記』を資料として用い、しかもそれを忠実に採録しているとみられることは、『眞報記』にとってさいわいであった。

『法苑珠林』の、『眞報記』にさいわいした点は記文の忠実な採録のみではない。『法苑珠林』には五三話の、『眞報記』にもとづいたことを注したはなしが収められているのだが、そのうちの七八話は、現行の『眞報記』にはみられない。つまり、記文だけでなく、所収話の数の面でも、『法苑珠林』は現存の『眞報記』以上に、『眞報記』の原形態をうかがわせる資料のひとつなのだ。

二

『眞報記』は、『法苑珠林』を通してさまざまな作品に流れ出していた。もともと大量に、そして、もともと忠実に受けとめたのは、『太平広記』だった。

『太平広記』には、『眞報記』にもとづいたむねを注したものが一七話ある。ほかに、源流を『眞報記』に発するものでありながら、『法苑珠林』を出典だと注しているものが一六話ある。これらの三三話は、きわめて同文性が高い。

この事実を、『法苑珠林』を出典だと注した一六話はもとより、『眞報記』にもとづいたむねを注した一七話もまた、『法苑珠林』を介して導入されたものだと思ふべきことを意味しよう。

じじつ、この三三話はすべて、『法苑珠林』が『眞報記』から引用した五三話のなかにふくまれている。『法苑珠林』を介在させないで、『眞報記』と『太平広記』とが直接している例はないのだ。

また、『眞報記』『法苑珠林』『太平広記』の三書で重複する類話を比較して異同を検するに、『太平広記』の記文は、微細な差異ながら、いずれも『眞報記』よりも『法苑珠林』に近いという結果

がえられ、この点も「法苑珠林」の介在を裏打ちする。

なお、右の三三話のほかに、「眞報記」または「法苑珠林」のいずれかにほとんど同文の類話が求められるはなしであつて、〈眞報録〉〈眞報録〉〈眞神記〉等の、「眞報記」に類似した出典名のかげられてゐるものが九話ある。これらは「眞報記」とあるべきところを誤記した可能性が強い。これらも、「眞報記」とあるべきものの誤記だとすれば、「太平広記」が「法苑珠林」を経由して「眞報記」を導入したはなしは、つごう四二話ということになる。

もっとも、「太平広記」に求められる「眞報記」の類話が、すべて「法苑珠林」を経由して導入されたわけではない。つぎの四話は、それぞれ下段に示した作品に依拠したことが注されている。状況からみて、注記は信すべきものと推量される（カッコ内は巻序、および前田家本「眞報記」の説話番号）

(1) 傳奕 (一一六 下22)

地獄苦記

(2) 嚴泰 (一一八 上11)

独異志

(3) 京兆獄卒 (一二〇 下9)

広古今五行記

(4) 梁元帝 (一二二 下2)

韻対

ただし、(3)を除く三話は、「眞報記」あるいは「法苑珠林」の当該話とのあいだに若干の差異があり、右の四二話ほどに同文性が強くはない。

すなわち、(1)に関していえば、「法苑珠林」は「眞報記」から全文を引用しているが、「地獄苦記」は前半をしか引かなかつたようだ。少なくとも「太平広記」の引用しているそれには、傳奕譚の前半部しか伝えられていない。

「眞報記」の継承 その二 — 「善悪現験報応編」を中心に—

(2)は、別稿でふれたように、「眞報記」所載話のなかで、もっとも広範囲に伝承され、かつ多様な展開の様相をみせている注目すべきはなしである。当面のもんだいに関していえば、「眞報記」に忠実にしたがった「法苑珠林」の流れと、「独異志」から「太平広記」へ、そしてさらに、後でとりあげる「善悪現験報応編」へとつながる流れとのふたつがあり、両者のあいだには、主人公が〈嚴泰〉〈嚴泰〉と違つてゐることに象徴されるような違いが、記文のうえにもみとめられる。

(3)・(4)は「法苑珠林」に採用されていない。したがつて「太平広記」が「法苑珠林」をとおして「眞報記」に接するものであるかぎり、「広古今五行記」や「韻対」から材をえるほかない。

(4)は「眞報記」とほぼ同文だが、(3)はきわめて短いはなしであるにもかかわらず、「眞報記」とは記文を興にしてゐる。「太平広記」が典拠に忠実であつたらしいところからすると、「韻対」の本文は「眞報記」から離れてゐたところからなる。

右の四話の典拠について付言する。「太平広記」で、「独異志」または「独異記」によつたと注されているのは六五例。「広古今五行記」は一十九例。ほかに、「広古今五行記」をさすかとみられる「五行記」と注されているもの二四例がある。(2)・(3)は、大量に導入された「独異記」及び「広古今五行記」のなかの、それぞれ一例にすぎない。それに対して、(1)の「地獄苦記」と(4)の「韻対」とは、いずれも「太平広記」中にこの一例がみられるだけである点が留意される。この点については、後でいま一度ふれる。

「太平広記」所載の「眞報記」関係話が、主として「法苑珠林」

を經由して導入されたものであり、『法苑珠林』が現行の『冥報記』にないはなしをもそなえている以上、『太平広記』にもまた、当然現行の『冥報記』にないはしがふくまれている。

『法苑珠林』が『冥報記』だと注している出典名を、さきにふれたように『法苑珠林』や『冥雜錄』等としたり、逆に、『法苑珠林』が『冥報拾遺』としている出典名を『冥報記』としたりするなどの混乱がみられ、『太平広記』の注する出典名にはかならずしも全幅の信頼をおくことができないけれど、『冥報記』の流れをたどろうとするとき貴重な目じるしであることはたしかだ。

とまれ『太平広記』には、右に述べた『冥報記』がらみのものをふくめて、『法苑珠林』に依拠したむねを注してあるはなしが一一三話ある。

三

『冥報記』『法苑珠林』の成立後およそ一千年。時間だけでなく、空間的にもへだたった近世の日本に、『冥報記』あるいは『法苑珠林』はこつぜんと根をおろした。『善惡現験報應編』(十巻)の出現である。この作品については、別稿でもごく簡単にふれたことがあるが、あらためて所見を述べることにしたい。

『善惡現験報應編』の編者は、肥前の禪僧獨庵玄光(一六三〇—一六九八)。不立文字の伝統を打ち破り、儒・仏両面の該博な知識にもとづいて、彼は著作に専念した。『独語』の序などによれば、これはひとつには、彼が病弱であったことによるものようだ。一六八〇年代から九〇年代にかけて、『自警語』(延宝五、一六七七)

『讒語』(延宝八、一六八〇)、『独語』(天和三、一六八三)、『獨庵稿』(貞享三、一六八六)、『俗談』(元禄三、一六九〇)、『漫没』(元禄四、一六九〇)、『般若九想図贊』(元禄五、一六九二)、『弁々感指南』等をあいついで刊行した。これらはのちに、自序をつけた著作集『経山獨庵叟護法集』(元禄十、一六九七)十二巻として刊行された。『経山獨庵叟護法集』は、荻生徂徠にも影響を与えているといふ^{金2}。

なお、『独語』にそえられている清の僧道濡の序によれば、『独語』は商船に載せて彼地にも伝えられ、感銘をあたえたようだ。

さて、『善惡現験報應編』は、貞享四年(一六八七)刊。『経山獨庵叟護法集』には収められていない。これはおそらく、自己の見解を直接表明した著作ではなく、諸書に伝えられている説話を編集したものにすぎないとの判断によるものであろう。

大谷大学本、日本大学本、京都府立総合資料館本等の貞享四年版には序は付されていない。同一版本によるとみられる早稲田大学本には、延宝四年(一六七六)の序がある。ただし早稲田大学本は五巻までの合綴本で、巻六以下を欠いており、刊行年次はさだかでない。序文の版下は、本文とはちがっている。

内容は、書名からうかがわれるように、善惡の現報のたしかなることを、例をあげて説いたもの。巻七までの現報悪報と、巻八以下¹の現報善報とに大別される。それぞれはさらに、大逆・殺生・偷盜・邪淫・妄語・飲酒・貪欲・瞋恚・邪見・不孝友・不義・積悪・雜、および不殺生・不偷盜・不邪淫・不妄語・不貪欲・不瞋恚・不邪見・孝友・忠義・慈悲・積善・雜に分類されている。

因果律のあきらかなるゆえをもって、善を勧め悪を懲らしめようという、序文に示された発想には近世的な匂いも感じられるけれど、作品の発想の自体は『靈異記』と軌を同じうしているとみてよいだろう。書名にも、『靈異記』を意識してつけられたおもむきがある。報心の明徴としてあげてある計四六五話は、すべて中国の例。『般若験記』や『冥報記』に触発されて編集し、ことさらに日本の『冥報記』たろうとした『靈異記』とは、この点はおおきく違っている。序文には、群籍を尋ねて明徴を求めたとある。探索の対象となった〈群籍〉は、もっぱら漢籍であったわけだ。

早稲田大学本にしたがっていえば、序文、総目録のつぎに「引書作者考」が付されている。序文のない刊本も、総目録のつぎに「引書作者考」が配されている点は同様。

「引書作者考」にかかげられている作品は、いずれも漢籍で、八九点。もっとも、各話の語末に付されている出典名を検すると、「引書作者考」にとりあげられていない作品が、六点（「群談採余」「梁掛李琪作法」「後漢書」「張仙子伝」「物異志」「綱鑑通記」）ある一方、それとは逆に、「引書作者考」に書名はかかげられていながら、じつさいには引用されていないものが五点（「広徳神異録」「開天伝信記」「異苑」「述異記」「河東記」）ある。ほかに、話に出典名の示されていないものが一話ある。「引書作者考」は、あくまでも「引書作者考」なのであって、引書目録としてはかならずしも正確ではないということになる。

「引書作者考」にかかげられている、いわゆる〈引書〉のうち、引用回数のおおひ順に十点をあげると、つぎのとおり（数字は引用

『冥報記』の継承 その二 — 『善悪現験報心編』を中心に—

回数)。

迪吉録	一〇六
昨非庵日纂	四九
冤魂志	二六
冥報記	一九
朝野僉載	一五
稽神録	一四
冥詳記	一三
警誠録	一三
広古今五行記	一一
広異記	一一

「迪吉録」と「昨非庵日纂」、わけても「迪吉録」は、引用資料の中で群を抜いておおい。なお、他は「太平広記」とも重複するが、この両書は「太平広記」にかかわりをもっていない。

『冥報記』は一九話と、「迪吉録」「昨非庵日纂」両書とは格段に少ないながらも、「善悪現験報心編」に引用されている九〇点の資料の中では、四位を占めている。報心という視点で一書をまとめようとするについては、かけがえのない資料であったわけだ。

ほかに「搜神記」や劉向の「孝子伝」など、説話文学にかかわりの深い作品もふくまれている。「太平広記」の名はみえるが、「法苑珠林」の名はみえない。

四

「引書作者考」を巻頭にかかげるに際して、その趣旨を、玄光は

つぎのようにのべている。

此編所^レ輯、善惡報^レ之^ニ現驗。其^ノ跡^ト皆^ト出^ニ名賢大儒之^ニ臣筆^ニ。而初^レ心未^レ詳^ニ其^ノ善^ニ。或^ハ忽^ニ其^ノ說^ヲ。所以^ニ造^ニ所^レ引^ク典籍^ニ。而搗^ク手^ニ卷^ニ端^ニ。

名賢大儒の編になる著作から材をえて編纂したものの、原典にあたっていないことによるおぼつかなさがあるため、自分自身への後日への心覚えとして、あるいはまた原典をたどろうとする読者の利便をはかって、「引書作者考」をかかげたというのだ。玄光の、資料に対する真摯な姿勢がうかがわれて興味ぶかい。

しかし、玄光の姿勢もさることながら、ここでは、原典からの直接の引用でないとしている点に留意したい。

所収話のすべてを孫引きだと断定することはしばらく留保するが、こと「冥報記」がらみのものにかぎっていえば、たしかに孫引きだったようだ。「冥報記」の引き出しに、あずかって力のあったのは、おそらく「太平広記」であった。

「善惡現驗報^レ應^レ編^ニ」にとって「太平広記」は、最大の情報源だったようだ。「引書作者考」にかかげられている作品のうち、「迪吉録」「昨非庵日纂」「鞍耕録」「尚友録」等の十余点のほかは、いずれも「太平広記」とかかわっている。

具体的に述べよう。

「善惡現驗報^レ應^レ編^ニ」が「太平広記」につながるをもつものであることは、「引書作者考」に「太平広記」の書名がみえることによつてうかがわれる。

「善惡現驗報^レ應^レ編^ニ」が「太平広記」によつて注しているのは、つぎの九話である（漢数字は巻、洋数字は話序。「善惡現驗報^レ應^レ編^ニ」には本来付されていないが、便宜上、私に付した。カッコ内は「太平広記」の巻序、および出典に関する注記）

- | | | |
|----------|------|-------------|
| (1) 万国俊 | 三 8 | (一 二六・なし) |
| (2) 祇万寿 | 三 17 | (一 二六・なし) |
| (3) 陳潔 | 四 4 | (一 二六・なし) |
| (4) 程普 | 四 8 | (一 二六・なし) |
| (5) 鄂州少將 | 四 51 | (一 三〇・なし) |
| (6) 下士瑜父 | 六 15 | (四 三四・法苑珠林) |
| (7) 張和思 | 七 9 | (一 二六・なし) |
| (8) 趙文昌 | 九 6 | (一 〇二・法苑珠林) |
| (9) 孫鐘 | 九 28 | (二 八九・祥瑞記) |

右九話の類話は、「太平広記」の五巻にわたって収められている。このうち、巻一二六所載の(1)・(2)・(3)・(4)・(7)と、巻一三〇所載の(5)との、つごう六話の類話の話末には出典名が付されていない。このことはかえって、「善惡現驗報^レ應^レ編^ニ」が「太平広記」によつていふことを証明する。

これら六話とて、はなしの時代や「太平広記」の性格からして新録だとは考えられず、本来付されていた出典名が、何らかの事情で欠脱したのだとみるべきだろう。

「太平広記」には、話末にあるべき出典名を欠いている例は、かなりの巻にわたつてみられる。巻一二六、二六五、二七〇、四〇六などのように、巻規模で比較的まとまって欠けている例もある。

ただし、卷二六五については、出典名を欠いていることがはっきりしているのは、談愷本のばあいだ。孫潛本には当該卷そのものが欠けており、したがって宋の李昉等による校補本は、その欠を談愷本と元祐本とをあわせかかげておきなうという方法をとっているのだが、元祐本には出典名が付されている。

こうした事実は、『太平広記』の出典名の注記が完璧ではなく、刊本によってばらつきがあったことを示している。げんに孫潛本の卷一二六はそれを欠いていることでもある。『善悪現験報応編』は、孫潛本のような出典名の注記の欠脱した『太平広記』に依拠したのである。

依拠した『太平広記』の当該話に出典名の記載がないとすれば、それが『太平広記』本来のありかたでないことに多少の疑問は残ったとしても、『善悪現験報応編』は『太平広記』を出典として記録にとどめざるをえないわけである。

『善悪現験報応編』が『太平広記』を資料として用いていることは、またほかに、『冥報記』がらみのはなしで『法苑珠林』によらないものが、『太平広記』にあるとしてさきにあげた四例のうち、(1)の傳奕譚を除く三例についてもいえる。

『善悪現験報応編』はこれらを、二20(京兆獄卒)、五19(梁元帝)、八15(嚴葱)の三話に、『太平広記』とほとんど同文で収めている。八15の主人公が『冥報記』以来の〈嚴恭〉でなく、〈嚴葱〉となっている点も『太平広記』と同じい。そして三話ともに、出典については『太平広記』とおなじく、『広古今五行記』『韻対』『独異志』と注されている。

『冥報記』の継承 その二 — 『善悪現験報応編』を中心に —

『善悪現験報応編』には、二20と同じように『広古今五行記』によったとしているはなしが一二話求められるが、これらはいずれも、『太平広記』が『広古今五行記』によったと注している一一九話のなかにふくまれている。『善悪現験報応編』が『独異志』によったとしているのは一話。これも『太平広記』が『独異志』を引いている右の六五話のなかにふくまれている。

『広古今五行記』や『独異志』のばあいは、『太平広記』の引用している話数と『善悪現験報応編』の引用している話数の間に、それぞれいちじるしい差がある。すなわち、前者は、一一九話対一二話、後者は六五話対一話である。したがってこのかぎりでは、『善悪現験報応編』のそれが『太平広記』の範囲内に収まっても、かくべつ異とするにはあたらないようにもみえる。

だが、『韻対』のばあいを重ねあわせると、事情が違ってくる。『韻対』は、『広古今五行記』や『独異志』のばあいとはちがって、『太平広記』にはもともと一話しか引用されていない。その一話が『善悪現験報応編』にも引用されているのだ。しかも、『善悪現験報応編』においても、『韻対』が引用されているのは、『太平広記』と重複するこの一話だけなのだ。この重複現象は、とうてい偶然の一致というわけにはいかないだろう。

『太平広記』から『善悪現験報応編』への流れがあったのだ。だからこそ、『善悪現験報応編』の引用している『広古今五行記』や『独異志』は、『太平広記』からはみ出すことなく、その引用する範囲に収まっているのだ。

『広古今五行記』や『独異志』の例は、『太平広記』と『善悪現

「善惡現驗報應編」との類語現象のなかにあつて、けつして特異なありようを示しているわけではない。というよりむしろ、ごく一般的なありようなのだ。

たとえば、『冥報記』『朝野僉載』『警誠録』『宣室志』『冥報拾遺』『冥詳記』『稽神録』『報應録』などのように、数話から十数話と、比較的まとまって『善惡現驗報應編』に引用されている資料についてみても、関係話はすべて『太平広記』の引用している範圍に収まっていることがたしかめられる。『韻対』のばあいのように、一対一という例はみあたらない。

『善惡現驗報應編』が「引書作者考」にかかげている八九点の文献のうちの六四点、話数にして二五八話は、『太平広記』が引用しているものと重複している。全話数の五五パーセント強である。これだけでも『善惡現驗報應編』の、『太平広記』への依存の度合いの強さをうかがうことができるが、さらにいえば、この二五八話のうち三四話は一話一話、つまり、三四点の資料から一話ずつ採用されているという特徴的な傾向を示している。理論上はともかく、じつさいもんだいとしては、個人の著作である『善惡現驗報應編』が、そのような旁おおい方法をとったとは考えにくい。これはどうみても、背後に多数の資料を集大成した資料があり、そこから適宜摘出したことによる現象だと解するのが自然であろう。

なお、『太平広記』関連話が五五パーセント強しかないのは、引用話数で圧倒的な差をつけて一・二位をしめる『迪吉録』『昨非庵日纂』の両書が、『太平広記』とかかわりをもっていないからである。両書の話数は計一〇五話。占有率は三三パーセント強になる。

玄光は『太平広記』を基軸とし、それを駆使して『善惡現驗報應編』を構築した。玄光と『冥報記』との出会いも、まずはその『太平広記』において実現したのであろう。

ただ、玄光にとって『冥報記』は、遠い存在だったようだ。げんに、源流を『冥報記』に発するはなしでありながら、『古古今五行記』『独異志』『韻対』等を經由して『太平広記』に流れ込んだものを、疑問をいだくこともなく、そのまま無批判を受け止めている。『太平広記』を踏み台として『冥報記』に遡行するなど、思いもよらない方法だったようだ。

とはいえ玄光は、『太平広記』だけにとどまって『冥報記』を撰取したのではなかった。おそらくは、『法苑珠林』から『太平広記』への資料の流れ、あるいは『法苑珠林』と『太平広記』との成立年代の開き等を斟酌し、『法苑珠林』の資料的価値が『太平広記』に勝るとの判断をしたうえで、の措置かと推測されるが、玄光は『太平広記』からではなく、『法苑珠林』から『冥報記』を取り込んでいる。

『善惡現驗報應編』が『太平広記』を基軸にすえて構築されたものであることはいまいうとおりだし、『法苑珠林』の名も「引書作者考」には見えないけれど、たしかに『法苑珠林』は、かけがえのない情報源の一つとして、資料群の一角に組み込まれているのだ。

玄光が『太平広記』からではなく、『法苑珠林』から『冥報記』を取り込んでいることをいうまえに、まず、その点を確認しておかな

くてはならない。

『善悪現験報応編』が『法苑珠林』を資料として用いていることは、『太平広記』とかかわりのない二つの話群が、『法苑珠林』と『善悪現験報応編』とにあつて、これらの本文の類似度が極めて高いうえに、話末に付記されている出典名も一致していること、などの事例からいいうるだろう。

具体的に述べよう。

『善悪現験報応編』の一・一・八の両話には、『李婦心録』にもとづいている旨の注が付されている。また、九二二・二三・二六・二七・二九・三〇・三一・三九の八話は、『東観漢記』『祖台志怪』、および宋躬・鄭緝・劉向の『孝子伝』等によつてゐることが、やはりそれぞれの話末に示されている。

これらの出典にもとづいたはなしは、この十話にかぎられてゐる。出典に関する注記という角度からみたばあい、この十話は近接した位置にあつて、ほぼ連続してゐることもあり、『善悪現験報応編』において、やや特異な状況にあるといつてよい。また、九二九・三一の両話のほかは、『太平広記』に類話が求められない点でも、これらは共通している。

ところで、これら十話の類話は、『法苑珠林』の巻四九の二箇所に、やはり、ほぼ連続して求められ、記文の一致度も極めて高い。話末に付されている出典名も一致している。

『李婦心録』『東観漢記』『祖台志怪』、および宋躬・鄭緝・劉向の『孝子伝』等にもとづいたはなしは、『法苑珠林』にも全部で十一話しかない。その十一話が、一話を除いて『善悪現験報応編』

『冥報記』の継承 その二 — 『善悪現験報応編』を中心に—

と重なつてゐるのだ。

こうした現象は、とうてい偶然の一致では生じえない。右十話を、『法苑珠林』の所載巻序、記載出典名とあわせて例示すると、つぎのとおり。

	〈出典注記〉	〈法苑珠林巻序〉	〈出典注記〉
一 一	周王彦偉	李婦心録	巻四九
一 八	齊何君平	同右	同右
九二二	董永	劉向孝子伝	同右
九二三	姜詩	東観漢記	同右
九二六	郭巨	劉向孝子伝	同右
九二七	丁蘭	同右	同右
九二九	陳遣	宋躬孝子伝	同右
九三〇	咸沖	祖台志怪	同右
九三一	王虚之	宋躬孝子伝	同右
九三九	蕭固	鄭緝孝子伝	同右

九二九・三一の両話類話は、『太平広記』巻一六二に連続して収められてゐる。だが、そこでは出典名は、『孝子伝』とだけしか記されていない。宋躬、劉向、鄭緝等の『孝子伝』の、いずれをさすかの区別はされていないのだ。

『善悪現験報応編』のばあいとおなじように、『太平広記』の巻頭にも「引用書目」がかかげられており、その中に『孝子伝』の名がみえる。しかしここでも、それがだれの編になる『孝子伝』なのかの説明は加えられていない。『孝子伝』としてあげられているものが一書しかないところよりすれば、『太平広記』にとつて『孝子

伝」とは、宋躬のそれをさすものと解されていたものようだ。

したがって、九二九・三〇一の両話が「太平広記」だけに依拠しているのであれば、話末の出典名の注記はとうぜん、〈孝子伝〉とだけ記されるはずである。また、それ以上には書きようもなかった。

ところが実際には、九二九・三〇一の両話では、「孝子伝」に〈宋躬〉が冠せられている。これは、仮りに「太平広記」が絡んでいたとしても、〈宋躬〉を有する他の資料も合わせ参照されていると解さざるを得ないことを意味する。

ちなみに、「法苑珠林」巻四九に連続して収められている類話には、「孝子伝」に〈宋躬〉が冠せられている。単独でか、併用でか、いずれにしても「法苑珠林」が起用されているとみなければならぬのである。

「善悪現験報応編」では、宋躬の「孝子伝」のほかに、劉向と鄭緝の「孝子伝」が引用されており、それぞれは「法苑珠林」と同じように、書名に編者名を冠して区別してある。

こうした出典名の注記を手掛かりとすると、三書で共通するはなしにおいて、『法苑珠林』と『善悪現験報応編』とが一致している、『太平広記』だけが違っているばかりが九例あって、留意せられる。九話の出典名を示すと、それぞれつぎのとおり。

	〈善悪現験報応編〉	〈太平広記〉	〈法苑珠林〉
一	二	冥報記	冥報記
五	一	冥報記	なし
四	七	冥報記	法苑珠林
三	八	冥報記	法苑珠林

六	九	冥報記	法苑珠林	冥報記
七	一〇	冥報記	地獄苦記	冥報記
八	一一	冥報記	法苑珠林	冥報記
九	一二	冥報記	冥詳記	冥報記

「善悪現験報応編」は、『法苑珠林』と『太平広記』との双方に類話のあることに気付いたときには、『太平広記』を捨てて『法苑珠林』によったことの、これは痕跡にほかなるまい。

「善悪現験報応編」において、『法苑珠林』と「冥報記」とが決定的に異なる点は、後者がもつぱら『太平広記』の枠の中におさまっているのに対して、前者は、確実に、枠の外に一步踏み出しているところにある。

六

『太平広記』を最大のよりどころとしながらも、『冥報記』に關しては、『善悪現験報応編』は『太平広記』を捨てて『法苑珠林』によった。その点は、三書で重複するはなしの記文を比較することによつてもたしかめられる。

「法苑珠林」「太平広記」「善悪現験報応編」の三書で重複するはなしにおいて、『法苑珠林』と『太平広記』との記文をつきあわせると、数字単位の文字の有無、あるいは文字使いの違いといった程度で、主として表記上の微細な差異が検出される。そこでその差異に、『善悪現験報応編』の当該部分の表記をつきあわせて、それが『法苑珠林』『太平広記』のいずれに近いかをみていくと、若干

『法苑珠林』から『太平広記』へ、そしてさらに『善惡現驗報応編』へとつながっていった資料の流れは、こと『冥報記』に関するものについては例外で、『太平広記』を經由せず、『法苑珠林』から『善惡現驗報応編』に取り込まれているのだ。それはいわば、俗から聖への回帰でもあった。

むろんしかし、玄光にそのような意図があったとは考えにくい。『善惡現驗報応編』に用いられているのは、仏書ばかりではないからである。

玄光が『太平広記』を捨てて『法苑珠林』にしたがったのは、おそらく『法苑珠林』と『太平広記』との資料としての信頼度の差であり、さきにふれたように、『法苑珠林』の方が『冥報記』に〈近い〉と判断したからであろう。

結果からすれば、それが俗から聖への回帰をもたらしたかたちになっただけだが、それはともかく、より正確な資料への依存をはかって『法苑珠林』にしたがった玄光の措置は、適切であった。『冥報記』への廻行がかなわず、かりに『冥報記』に接しえたとしても、現行の『冥報記』はすでに原形態を失っているからだ。前田家本のような『冥報記』であったなら、資料としての正確さは『法苑珠林』所引のそれに劣る。^(注3)

前田家本系統の『冥報記』に忠実にしたがった『今昔物語集』よりも、時代の下がる『善惡現驗報応編』の方が、収録話数は少ないけれど、『冥報記』の原形態に近いかたちを伝えているのは、『冥報

記』からの〈速さ〉がもたらした皮肉な結果であった。

かくして『法苑珠林』は、そして『冥報記』は、近世の日本に移植されたのである。

注1 『冥報記』の継承 本誌十五号(昭五四・一一)

注2 独庵玄光と狹生祖徠 高橋博巳(文芸研究 九八巻 昭五六・九)

注3 今昔物語集と冥報記(二) 本誌九号(昭四八・一一)